

### 第3回教育振興ビジョン検討第1部会議事録

日 時 平成21年10月26日(月) 9:30~12:00

場 所 三重県合同ビル 4階 第1会議室

出席者 (委員) 上島 和久、加藤 伊子、多喜 紀雄、西田 寿美、栗原 輝雄、  
辻 貢、濱口 曜嗣、脇田 愉司  
(事務局) 山口副教育長、真伏教育支援分野総括室長、松坂学校教育分野総括室長  
増田人材政策室長、岩間教育改革室長、土肥高校教育室長  
大津学校施設室長、浅生特別支援教育室長、西口特別支援学校整備特命監  
福永教育振興ビジョン策定特命監、東特別支援教育室副室長、  
草川、建部、吉田、井村、北原、安田

計25名

内 容

(事務局)

ただ今から三重県教育改革推進会議、第3回教育振興ビジョン検討第1部会を開催致したいと思います。本日は早朝から、何かとお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。また雨の中をおいでいただきまして、ありがとうございます。本日脇田三保子委員におかれましては、学校でのインフルエンザ等の急な対応がありまして、欠席のご連絡をいただいておりますので、ご了承をお願いいたします。また今回から栗原先生にご出席いただきましたので、ご紹介を申し上げます。鈴鹿国際大学教授、栗原輝雄さんですが、1回目2回目と業務の関係でご出席賜ることができませんでしたが、今回から審議の方にご参画をいただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(栗原委員)

よろしくお願い致します。

(事務局)

それでは開会に先立ちまして、三重県教育委員会を代表いたしまして、山口副教育長からご挨拶を申し上げます。

(山口副教育長)

先週20日に玉城わかば学園、玉城町内の小学校に行っていたいたわけですが、あいにくと小学部高等部ともインフルエンザで学部閉鎖ということで、普段の授業を見ていただくことができなくて、誠に申し訳ないと思っております。特別支援教育室には、基礎疾患を抱えている子どもたちが多く、なるべく早めの措置をとるように申し上げておりますので、その辺りについてもご理解いただきたいと思っております。今後も全力を挙げてインフルエンザ対策に取り組んでまいりたいと思っております。

さて今回は、国の調査協力者会議の資料を配付させていただきましたが、今回は高等学校における特別支援教育のあり方に関する資料を机に置かせていただいております。高校の特別支援教育のあり方、就労支援、キャリア教育に関して、今就職シーズンで高校生も随分苦戦しているわけですが、チャレンジドの子どもたちにも随分厳しい状況と聞いております。その辺りと、前回審議できなかった寄宿舎のあり方についてもご審議を賜って、ある方向性を出していただければと思っております。限られた時間の中ではございますが、忌憚のないご意見を賜って、前向きな方向性を出していただきますよう、なにとぞよろしくお願い致します。

(事務局)

それではお手元の事項書をご覧くださいませでしょうか。報告が2件ございます。特別支援学校の訪問についての報告、それから第1部会におけるこれまでの審議の経過をお知らせするのに、審議の状況を中心にご報告申し上げたいと考えております。審議事項については、今後の特別支援教育のあり方について、幼稚園におけるあり方、高等学校における特別支援教育のあり方、就労支援のあり方、特別支援学校については(ア)寄宿舎の課題、(イ)各地域での特別支援学校のあり方について、ご意見を賜りたいと考えております。大変内容も張っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

この後の進行については、多喜部会長さまにお願いをいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

( 部会長 )

それではさっそく審議に入りたいと思います。今日はたくさん審議していただく事項がありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに報告事項として、特別支援学校訪問についてのご報告をお願ひしたいと思います。

( 事務局 )

先日20日に行かせていただきました。日程の調整ができずに参加願えなかった委員のみなさんには、申し訳ありませんでした。また行っていただいた委員のみなさまにも、わかば学園の方が普段溢れかえっている状況の中、閑散としておりまして、普段どおりの授業を見ていただくことができませんでした。それとわかば学園と度会特別支援学校に行く計画でしたが、小学校や中学校も何とか見られないものかと考え、他の日の設定が難しいこともありまして、玉城町教育長さんの方にご理解いただき、急遽小学校の方の計画を入れさせていただきました。それぞれの所において、特別支援教育の視点で、見ていただきましたので、委員のみなさんには、感想とかご報告を簡単にいただければありがたいと思っております。小学校ではかなり努力していただいておりますけれども、それをバックアップしていただいている教育委員会でも、本当にご苦労していただいているのを見て来ていただけたのではないかと感じております。

それではすみませんが、感想をお願ひしたいと思います。

( 委 員 )

小学校の方は初めて現場を見させていただいて、施設に関しましても、改修とか随分ご努力されていると感じました。いろいろ勉強されながらやっておられるとよく分かりましたが、児童数が少ないので、教育の拠り所に非常に苦労されていると感じました。

( 委 員 )

わかば学園の方に行かせてもらったときに、特別支援学校にはセンター的機能が求められているんですが、それを随分努力してもらっている様子を見せていただきました。コーディネータを中心に頑張ってもらっているんですが、良いところも当然あるんですが、一方で限界と言いますか、課題も非常に感じたところです。例えば特別支援学校のコーディネータが地域の小中学校の、いわゆる発達障がいと言われる子どもの支援もするのですが、特別支援学校には従来からそういう子どもたちはいなかったもので、そこは疑問を感じていたんですが、それを現場で聞かせていただく中で改めて強く実感しました。

小学校の方は、今おっしゃっていただいたとおりなんですけれども、私も行かせてもらって、特別支援学級の児童が2人みえましたが、とりわけ1年生の子どもに対しての学校体制の作り方は、非常に良いなという感想を持ちました。いろいろ市町によって状況は違うのかも分かりませんが、少なくともあの小学校に関しては、行政も含めてしっかりと支援して、学校体制づくりをやっていて、良い学校を見させていただいたと思えました。

加えて今もう一つ、中学校というのは非常に課題だと思いますので、中学校を訪問できなかったというのは少し残念で、今後資料を出していただくなり、視察をさせてもらうなり、ご検討いただければと感じました。幼稚園も高校ももちろんですけど、他の校種も是非そういう機会があればと思えました。

( 委 員 )

小学校は大変きめ細かい指導をされているわけですが、市と町と、また地域によってかなり差があるという感じを受けました。対象児童が2人のところでしたが、学校によっては8人満杯の児童生徒数があるところもあるわけです。状況によってかなり違う。しかし基本は同じですから、全校体制でしていることが、校長先生の説明等によく分かりました。施設設備もかなり工夫されているのが分かりました。

わかば学園の方は、当日は子どもの数が少なかったわけですが、施設内を回っている中で実際に教室の入り口を書いてある児童生徒の名簿なんか見ると、これではかなり窮屈、厳しい状況かと思わせていただきました。早急に方向を見つけていかないと、子どもが犠牲になってくるという感じがしましたし、また度会特別支援学校と両方とも遠くからスクールバス等で通っている子どもは、1時間半以上かかる。非常に大変だと思えました。子どもの方は元気があると聞かせてもらいましたが、やはり毎日のことですので負担はかなりあると思えました。当然のことですけども特別支援学校の中には、教職員様々な方を含めて、たくさんの方が居ていただきますので、そういう連携がとりやすい体制がとれていると思ったのと、しかし逆にどれだけ共通理解を図ってやっているのかについて、詳しくは分かりませんでしたけれども、どんなものなのかと感じました。

( 部会長 )

まず、玉城町立下外城田小学校を訪問させていただきました。校内に特別支援学級があります。障がいのある児童のために、階段の手すりは下の方までつけられているなど、設備面での工夫がされており、また、校長先生のお話では、障がいのある児童に友だちの方から寄り添ってくれたり、何の分け隔てなく一緒になって遊んだり学んだり、一緒に協力しあっている様子が紹介され、特別支援教育が根付いている姿に接することができました。また、当該校と町内の他の学校関係や福祉関係、親や地域のボランティアの方々との親密な連携ができていることに、感心させられました。

特別支援学校玉城わかば学園では、学校を見学し、先生方から学校の現状について熱心な説明を受けました。わかば学園では、現在生徒数が急速に増加しており、教室をはじめ関連室が大変不足しており、このままでは学校の設備能力を超えてしまい、立ち行かなくなる可能性がある判断されます。また、特別支援学校コーディネータの先生は、地域の学校支援をも担っているが、支援地域が広大で学校数が多いため、十分に支援することが難しい状況にあります。特別支援学校としての教育の充実、センター的機能を果たしていく上から、早急に対応を図る必要があると判断されます。

度会特別支援学校では、重度の肢体不自由児の方が多く、一人ひとりをマンツーマンで支援していただいております。心温まる思いがいたしました。施設を見学させていただき特に印象的だったのは、スヌーズレンでした。暗い部屋の中で、やさしい光や匂い、清らかな音の刺激を味わう支援教育を見せていただきました。子どもが子宮の中でやさしく包まれているような思いを再現し、子どもたちの心の安らぎや、成長を促していただいている思いがし、感激いたしました。また重症児が多いため、医療的支援が必要となり、さらに寄宿舍があり、日夜にわたり教育支援がなされていることに感動いたしました。

( 事務局 )

日程的に慌たしい中でしたので、度会の寄宿舍の方も見せていただいて、指導員さんの方からは丁寧に説明もいただいたんですけど、なかなか質疑の時間が取れずに、申し訳ありませんでした。どうもありがとうございました。

( 部会長 )

それでは、事項書に沿っていきたいと思います。

報告事項の1の第2回教育振興ビジョン検討第1部会における審議の状況について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

( 事務局 )

資料1をご覧いただけますでしょうか。教育振興ビジョン検討第1部会における審議の状況です。先般8月27日の第1回の部会と、9月17日第2回の部会を出していただきました意見を抜粋いたしまして、お示しさせていただきました。

特別支援教育のあり方に関わるご意見としましては、大きく3点いただきました。特に就学のあり方については、個別の教育支援計画とからめて、一貫した支援を行う必要がある。先生方の専門性については、特別支援学校と地域の学校との交流の中で、改めてコーディネータを中心とした校内体制、全校のシステムを確立していく必要がある。またコーディネータの派遣・養成については、法令もありますが、お互いの教育力を高めるという視点で行うべきではないかというご意見を頂戴しているところです。小中学校における特別支援教育のあり方については、特別支援学級も増えている状況がありますが、今後を見据えて、特に通級指導教室による可能性の研究も必要なのではないかというご提言をいただいております。特別支援学校については、センター的機能の強化、それを発揮するために様々な課題を解決する必要がある。交流及び共同学習の促進、就労支援についても、子どもたち一人一人の特性に合わせた企業分野の開拓と職業教育の連動が必要ではないかというご意見をいただいております。これらの課題に対応するためには、改めて保健・福祉・医療の関係機関との連携が必要です。

特別支援学校の整備については、児童生徒数が急増しておりますことから早急な整備の対応と、小中学校での様々な教育形態、特別支援学級や通級指導教室の在籍者の増加も、併せて議論していく必要があり、全体的なご論議を賜りたいところです。特に玉城わかば学園については、非常に急増甚だしいところがあります。校区全体から見ると地域を限定して、松阪地域に特別支援学校を整備することが望ましいというご意見をより多くいただいておりますので、こうしたまとめにさせていただきます。また盲学校・聾学校のあり方については、それぞれの専門性の違いや対象児の違い、教育方法の違い等もありまして、聾学校についてはコミュニケーションの早期からの支援が必

要であることや、巡回指導等を織り交ぜて今後の支援についてはセンター的な機能を十分に発揮していただくことが求められているというご意見をいただきました。また盲学校については、教育と福祉の分野の機能に応じて、役割分担や対象の児童生徒をどのように支援していくか、ということについても課題検討をしていく必要があるというご意見をいただいているところですので、ご紹介を申し上げます。

今後の審議の中でも関係するところが出てまいりますので、充分ご参考にさせていただきながら、さらに深めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

下線を引いている部分はどういう意味でしょうか。

(事務局)

特に複数のご意見を賜っているところについては、下線を施させていただきお示しました。

(部会長)

それでは、ご報告を了解していただいたということで、ありがとうございました。

それでは審議に入りたいと思います。事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

先般の第2回の部会で、特別支援学校の寄宿舍のあり方について、充分に時間を取ってご議論いただくことができませんでしたので、この審議をまず最初をお願いしたいと考えております。前回のご意見や今後のことも考えまして、改めて資料の方を作らせていただきましたので、資料1から説明させていただきたいと思います。

それでは資料2をご覧くださいませでしょうか。資料2の1ページ目は、昭和50年、60年、平成21年という3つの時期を区切りまして、それぞれの学校の整備と校区の縮小化を図ってきた経緯をお示しさせていただきました。網掛けがありますところが、当時の校区です。盲学校・聾学校・養護学校という3校体制で出発しまして、それぞれ養護学校の整備を50年代から60年代にかけて行い、校区が徐々に縮小されて現在に至っている状況です。

2ページについては、寄宿舍の通年の入舎数の統計をお示しさせていただきました。当初の三重県立養護学校であります城山特別支援学校については、出発いたしました昭和50年代では60名を超える規模でしたが、その後度会養護学校等の整備がありまして、5校の寄宿舍の配置校となり、現在は20名前後のところまで推移しています。

3ページをご覧くださいませでしょうか、それぞれの学校での自立と社会参加に向けた取組ということで、これまでの寄宿舍の指導目標を抜粋させていただきました。それぞれの子どもたちが集団生活や生活面でのスキルを身につける。それによって自立を育むという基本的な目標が書かれております。これらについては、学校の中でも生活体験ができるような学習や、施設設備を併せて整備してまいりました経緯もありますので、それらの年間活用状況をお示しました。

4ページをご覧くださいませでしょうか。寄宿舍における取組と、学校における取組、子どもたちの自立に向けた力を育むそれぞれの活動をお示しさせていただきました。また、寄宿舍に入っただけの場合の主な理由は通学が困難ということから、これまでの通学条件の整備のあり方、特に基幹となるスクールバスの整備については、資料5ページにお示しました。台数については現在のところ39台、各校に配備しています。また、利用者数については897名、今年の利用者数です。全体の7割5分以上の児童生徒がバスをご利用いただきながら、または自力で学校に通っていただいている状況です。

また今回の寄宿舍の議論に入る前に、6ページ8ページには、ここに至るまでのさまざまなあり方についてのご意見の集約、諮問委員会での報告、直近のところでは県立特別支援学校整備第一次実施計画等での方向性を、示させていただいています。教育委員会としましては、本年度に入ってから該当校5校や地域、関係部局とも話し合いをさせていただきまして、今後の寄宿舍のあり方として、施設設備も非常に老朽化しており、子どもたちも多様化しておりますので、これらのことを鑑みながら、現在ある5校の体制を3校に統合させていただき、改めて機能の集約化と施設設備の整備、人的な今後の計画等も含めて総合的に進めさせていただきたいと考えています。どうぞご議論をよろしくお願いいたします。

(委員)

6ページに寄宿舍設置の法的根拠があって、「ただし特別の事情のあるときは、これを設けないことができる」とあるんですけれども、具体的にこれを教えていただきたいのが一点。2点目は今後機能とか必要性をどう考えたら良いのか、方針があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

(事務局)

学校教育法の78条については、寄宿舎を設けることが規定されておりますけれども、寄宿舎と申しますのは通学条件を補完することが第一目標ですし、それぞれの通学区域を可能な限り縮小して、通っていただける条件を整えてきたという経緯があります。特に義務制に依拠しての整備では、全体の交通機関の状況、通っていただく方の状況を踏まえた上で、寄宿舎を設置をしないところがあります。養護学校が義務制となった当初も、稲葉特別支援学校には寄宿舎を設け、西日野にじ学園には寄宿舎を設けなかった経緯があります。また、今後の考え方については、三重県は大変北と南に長いですが、また南の地域については鳥羽や志摩の島々もありますので、それら地域的なものについては考慮していくべきではないかと考えています。今一つは全体の中で、子どもさんの多様化に対応できるように、機能の集約化、統合を図っていく必要があるのではないかと考えています。入舎の理由については通学困難が第一ですので、これらを中心に考えさせていただきたいと思っております。

(委員)

質問の1点目についてはよく分かりましたが、2点目の機能とか必要性については、例えば通年の方と、必要な時期に目的や課題を持っている期間入舎生が居ますよね。最近よく言われていますのは「社会性の問題」とか「生活力を身につける」とかの課題をもった入舎生なんですが、そういったことを今後はどう考えていくのか。特別支援学校の統廃合もある程度視野にあるかと思うんですけれども、その辺をどう考えると、もし良かったら教えていただければと思います。

(事務局)

もちろんこれは学校全体で考えるべき問題で、寄宿舎単体で考えるところではありませんので、学習内容との関連性が一番大事です。これを通して社会性を育むということですし、また社会の中でも様々な方々がおみえになるわけですので、そういったことへの対応も必要になるのではないかと考えております。そうしたことから、これからのあり方については、もちろん学校の統合も関係しますが、多様な子どもたちへの対応のために、こういった障がいの種別の中で統合が可能なのか、大変重要になってくるかと考えております。

(委員)

今「統合は可能か」という話が出ましたんですけれど、社会性とか家庭基盤を身に付けるところだという意味で、教育委員会としては今後も寄宿舎が必要というお考えでよろしいんですね。

(事務局)

はい。

(委員)

寄宿舎についても期待、あり方というのは随分時代と共に変わってきていると思うんですね。特別支援学校の教育も、当初と現在とでは随分ニーズが様変わりしていると思うんです。そのニーズに応えるための生活自立訓練と考えたときには、寄宿舎のあり方とか、合宿生活、訓練宿泊のあり方は大切になってくると思うんですね。私たちもずっと子どもさんに関わってきて、今のように高等部に軽度の人たちがたくさん入学するようになった状況があって、その子どもたちにとって何が課題かって言うと、社会性の欠落があるんですね。それは特別支援教育の根幹を考え直さなきゃいけないんだと思うんです。昔の養護学校時代の子どもさんたちへの教育のあり方と今の間のギャップがあります。そうすると寄宿舎のあり方にもそこがいろんな影響を及ぼすでしょうし、通年の入舎の必要な人たちに対しては、あの時代よりは随分交通機関の充実もあって変わってきていますので、特別支援教育の目的をしっかりとめて、そのために何が寄宿舎でできるか、本来のあり方をもう少ししっかりとめられたら良いと思うんです。

それから20年前からすごく困ったのは、夏休み中の40日という長期間の家庭教育ですよ。親御さんたちはとても困られたんです。特別支援教育に望まれる事というのは、そういう日常生活的な支援も含めてですよ。「休みがある。学校は知りません」では済まないことで。それはこの昨今すごく変わってきたと思います。先生たちが随分その時の活動、クラブもやり始められるとか。家庭指導にも手を出さなきゃいけないとか。日常的な生活のサポートをどうしなきゃいけないとか。その辺も含め、あり方としてきちっとその有意義さを認めてもらわないといけないと思うんです。それは福祉に任せたら良いという意見もあるかも知れませんが、今現在の福祉の児童寮の現状からすると、なかなか困難なことがありますよね。そういう民間の施設に頼るようなやり方ではちょっと問題なのかなと思いますので、是非まとめて欲しいんですけれどね。

(委員)

実は日中一時支援とかショートステイとか、福祉サイドで随分ニーズが増えてきています。ニーズがあるということは、顕在化で良いんですけども。クラブ活動とか登校とかが、どうも少ないということを知っていますし、そういうことで福祉サイドにニーズが随分ありまして、現場の方の施設ではいろんな人たちのニーズも踏まえてやらなきゃならない中で、少し困惑という状況が実はあります。特別支援学校はあり方と長期の休みの中で寄宿舎をどう考えるかと、その整理が私も必要だと思います。福祉サイドでも実は、受け入れたいけれども非常に厳しい状況にあることも、お伝えしたいと思います。

(事務局)

福祉の方でも進めていただいていますように、ノーマライゼーション、在宅の生活基盤、これらが一番の基礎となる場所ですので、それらについては今後ともいろいろな諸関係機関と、直接に家庭とも連携を深めてまいりたいと思います。長期の休みについては、これまでも特別支援学校においては、丸々40日家庭にお任せするというはしておりません。学校独自にサマーキャンプとか、サマースクールとか、この時期にしかできないことを実施いたしておりますし、またこの機会を利用して地域の子どもさんとも交わる機会を、諸々持たせていただいている状況です。ただまだPR不足のところもありますので、各学校とも改めてPRの重視を考えてまいりたいと思っています。またクラブについても、知的障がいの特別支援学校を中心にサッカークラブを設置させていただきまして、子どもたちの運動機能の向上と健やかな生活への切り替えも含めて、させていただいています。寄宿舎自体は、休業期間中は家庭との連携を密にさせていただいていますので、閉舎という形をとらせていただいております。しかし寄宿舎についても、登校日等を利用して保護者との連絡調整であるとか、新しい学期に備えるということもしていますので、こうした機能を分担させていただきながら、ショートステイの計画性を確保して、一時期に全部を日中支援の方をお願いをすることのないように、学校の方も努力をさせていただきながら、今後もこうした方向でお願いしたいと思います。

(委員)

入所の人々がどんどん少なくなって人数が偏ってきている現状がありますよね。そうすると三重県中で「生活指導をするための寄宿舎」というあり方に限定すると、やっぱり格差がありますよね。あるところはできて、あるところはできない。こういうのもちょっとおかしいので、拠点の寄宿舎を利用しながら、いろんな障がいを持った人たちの自立訓練を保障するようにすると、職員さんが、その寄宿舎の運営について学校と連携しながらもっと専門性を高めることができるんじゃないかと思います。建物の老朽化もあるとすると、やはりきちっとしたことをしなくちゃいけない。もう一回きちっとした目標を設定して、福祉のところに委ねることは委ねて、その代わり福祉の方の条件も良くしないと、おんぶに抱っこではダメだと思うんですけどね。学校では、ニーズの高くなっている高等部の子どもさんたちの生活や就労訓練のために何が必要か、というのを併せて考えるべきじゃないかな。そうするとある程度ニーズに応えられる寄宿舎になって、そこから通うことも可能だと思うんですけどね。そのためにはきちっとしたコンセンサスを得るようなシステムにしていかないと、ただ何となく今あるからということではあかんと思うんですけどね。それから寄宿舎のある地域がすごく偏っていますよね。それも問題かなと思いますね。

(委員)

寄宿舎の現状なんですけれど、例えば盲学校の場合などですと、もう成人になってから学校に入ってこられる方が確実にいらっしゃいますよね。そういう方にとっての寄宿舎というのは、ある意味で生活の基盤として非常に大事な意味があるという気もしますし、いわゆる学齢児の場合ですと、いろいろまた別の要件があるようなんですが、その辺の関連というのはどうなんでしょうかね。

(事務局)

盲学校で受け入れている方のほとんどは、高等部及び専攻科で、しかも成人の方が多くなっています。これらの方については県内全域で1校しかありませんので、寄宿舎で対応させていただいています。現在盲学校・聾学校にそれぞれ1つずつ、特別支援学校3校にも寄宿舎がありますけれども、これからのあり方については、それぞれの目標・目的を踏まえて、いただいたご意見を十分に参考にさせていただき、自立に向けた生活のスキルを学ぶという意義を大事にしながら、家庭との連絡・連携、生活基盤の充実を十分に考えさせていただきたいと思っています。

(委員)

盲学校のあり方を、もう少しきちっと整理した方が良いと思いますよね。中途障がい者の方と義務教育、そこを一緒にやるのはちょっとどうなのかなと思います。もう少し福祉の方と、その辺は

整理はできるんじゃないかと思うんですけれどね。専門性もあるかもしれませんが。

(委員)

いろんな考え方があると思うんですけれども、現実には視覚障がいの教員が12名、全盲が6名いるんですけれども、そういう方が寄宿舎の舎監をやっておられます。そういう方を見て、中・高・社会人が非常に励みにされている状況があります。全員が全盲ではありませんので、3分の2ぐらいの方が何らかの形で見えているわけです。見え方はいろいろありますけれども、少し見えている。そういう方が全く見えない人を助けながら、お互いに励まし合いながら、成人の方の場合は資格取得のために学校に入ってくるわけですから、非常に熱心に勉強されている。寄宿舎の中での学習もお互い助け合っている。お互いにマッサージや針をしながら力量を高めていますので、寄宿舎の効果としては別に分ける必要もなく、中高生にとっても良い、何ら問題はないと思っております。先々週でしたか、和歌山の盲学校でお風呂に入っているときに溺死という事故がありました。寄宿舎指導員と一緒に風呂に入るんですけれど、その方が4分ほど目を離れたスキに、てんかんの病気を持っておたと聞いておりますが、その方が溺れて亡くなりました。そういう安全性の問題もあり、成人の方の中にはしっかりした方がたくさんおりますので、そういう方が一緒に居ていただくと安全確保という面では、ある意味良いのかなと思ったりしてしまっていて、いろんな考え方はあると思います。違和感は全然感じておりません。

(委員)

それはよく分かるんです。ただもう一つ、盲学校で知的な重度の合併の人たちの処遇が、実際には困ってくるんですよね。結局その人たちの居場所そのものがとても困難になっています。今特別支援学校の中で3障がいが一元化していませんから、対人関係については肢体不自由ばかり、視覚障がいばかりの学校でなくてもよい子どもさんが居ますよね。そういうところがもう少し行き来できれば良いなと思ったときがあったんです。ごく少人数の教育だけでは、その子だけに先生が関わっても、思春期の課題がなかなか達成できないときがありますね。それぞれの学校が、その辺との絡みを考えないといけないと思います。成人の人の教育は大切だと思うんですよ。知的障がいのない人たちが助け合っていくことは、とても良いことだと思うんです。片方で複数の障がいの人たちの教育では、ちょっと考えていただきたいなと思います。

(委員)

結論を言うようなことではないし、私どもの考えを押し通すつもりもないんですけれども、現状において、津地区の4校で寄宿舎に入っている生徒さんが50名弱。指導員さんが50名くらい居るわけですね。これが妥当な数字かどうかというのは、考える必要があると思います。通学困難という定義をどう判断するか、この辺の整理がまず要るのかなと思っております。障がい種別によって少し変わってくる可能性がありますね。一部老朽化が進んでいる。そういう安全性に絡めて、そのあり方が課題になりますね。障がい種別が変わりますと、お風呂の形も変わります。それから食事介助とか入浴介助とか、排泄の介助もあるんですけれど、そういうことをどうするかも問題になります。重複の子も増えていますので。また、設備関係も含めて、現代の社会の生活環境に今の寄宿舎が合っているのかどうか。生活訓練として有効であることは、明らかに見えているんですけれども、学校としてどこまでその部分に重点を置くのか。学校教育との関連はどうなるのかということですね。「学校教育でできないから、寄宿舎でお願いしますわ」と、それは本末転倒の話ですので、そこら辺をどうするか。寄宿舎の役目ですね。福祉の施策が必要な児童生徒について、学校はどこまでできるのか。これは丁寧にやると、やっぱりご家族は学校に頼ってきますから、どこまで頼られて良いのかという問題が出てきます。非常に困る場合もあるんじゃないかと思ったりもしますね。学校の教員の専門性を言われますけれども、その倍以上の生活を寄宿舎の中でしていますので、寄宿舎指導員さんの専門性をどのように確保するのかという問題がありますね。場合によっては専門のヘルパーさんの導入もあり得るのかなと思ったりもします。現状の寄宿舎の数と入っている児童生徒さんの数と、指導員さんの数と、県全体に配置されている分布状況を見ますと、これはここできちんと整理しておいた方が良いなという感じはいたします。

度会特別支援学校の寄宿舎を見せていただきました。肢体不自由の学校ですから、便利な、安全を確保できるような寄宿舎になっておりました。3人一部屋、4人一部屋で寝ておられました。今盲学校は生徒数が少ないもんですから、今各自一人一部屋に入っておりまして、プライバシーは確保されています。寄宿舎の現在のあり方として、三人部屋四人部屋はどうなのかなと感じました。

(部会長)

先ほど教育委員会から5つあるのを3つにというご提案がありましたけれども、もし新しく造る

とするならば、それはいろんな機能を含めて造っていかうというお考えがあるのでしょうか。

(事務局)

現在ある寄宿舍は、ここで生活をしていただいていることもありますので、その部分も十分に確保しなければならない状況もあります。統合できる可能性をいいますと、「地域性を大事に下さい」というご意見がありましたので、南勢地域については地理的な問題もありますので、ここに一つは確保させていただかなければならないと思っています。中勢地域での偏りがありますが、ここは「障がい種別に配慮しながら、十分に機能の集約化を図りなさい」というご意見がありましたので、それらを基にしながら考えてまいりたいと思います。障がい特性としましては、お子さんの動きであるとか、情緒面の落ち着きであるとか、コミュニケーションであるとか、そういったところを中心に考えさせていただき、障がいの種別の調整を進めさせていただきたいと思います。例えば、肢体不自由の子どもさんで、コミュニケーションが必要とされる場合であれば、盲学校との可能性も出てまいりますし、情緒面の安定から申し上げますと、聾学校での運動能力やクラブでの活躍、知的障がいのサッカー等のクラブ等もありますので、こういったところも観点の一つとして取り上げさせていただきたいと考えています。中勢地域での今ある姿としては、地域生活も非常に重要で、ご家庭との連携、家庭基盤を充分作っていただくためにあくまでも寄宿舍はあるわけですので、全部の生活を寄宿舍で見るということはできません。その辺の仕切りは充分させていただきながら、進めさせていただきたいと思います。設備については、まずは障がいの特性を重視させていただき、あるべき姿、可能性を充分に考えさせていただきたい。その上にたつて、設備で本当に改修が必要かどうかを検討し、今持っている専門的な機能を重視しながら、必要があるところについては考えていかなければいけないと思っております。

(部会長)

もし寄宿舍が統合されると仮定した場合には、ハード面やソフト面の改善が期待されます。特に人の面について教育委員会にお伺いしますが、人数を増加させるとか、専門の方を入れるとか、より充実していく方向を目指しておられるのでしょうか。

(事務局)

定数が定められていますことから、それらを基に考えさせていただきたいと思っています。現在の状況は、年齢層ですとか、雇用、採用の関係もありますので、ここしばらくのところは少ない人数で5箇所の寄宿舍を運営しております。採用の方を控えている現状がありますけれども、統合とかゴール地点が見えてまいりますと、それに併せて今後の採用計画を立てることも出てまいりますので、併せて考えていきたいと思っています。

(委員)

それぞれの寄宿舍も老朽化しているので、ちょうど施設も考えなくちゃいけないですね。良いチャンスだと思っんですよ。小規模でいっぱいあるとすごい機能が悪いので、必要であればまとまって一つのきちとしたもの造る。それは有効だと思っんです。人間というのはいろんな機能を合併していくのは歳をとっても一緒ですので、専門性についても、視覚障がいだけとか聴覚障がいだけとかでなくて、建物、ハード面をきちとして、自立訓練等の体制を整えれば、いろんなことはできるんだと思います。その方がより人として全体のケアができていくんじゃないかなと、いつも思っています。

(部会長)

稲葉特別支援学校と聾学校は一緒にやっていけるんじゃないかと、この具体的な問題に関してご意見はいかがでしょうか。

(委員)

例えば他県で統廃合とか、先行してやられているところがあると聞いたことあるんですけどね。そういうところの課題とかは、当然もう出ているわけだと思っんです。成果もあるかもわかりませんが、ベンチマーキングに行かれたかどうか分かりませんが、その辺が全然書かれていない中で、想像の中ではちょっと分かりにくいところがあります。例えば保護者とか、そこで入舎している子どもたちの声とか、この資料にも表れていませんし、その辺をどういうふうに吸い上げてきてあるのか。この資料を見させてもらっても子どもの姿が見えませんが、何か大人目線、行政目線での資料かなと思います。その辺随分気になりますので、意見が言いにくいところが実際あります。それと寄宿舍そのものの機能、あり方そもそもの議論がない中で、5つが良いか3つが良いか議論していても、なかなか議論に入りにくいという気がするんです。その辺はどのように今後精査されていくのか。



(委員)

現場の意見はありますよね。

(部会長)

そうですね。この間「現場からもそういう意見がある」ということでお話があったわけですね。

(委員)

それがこの7ページのところの報告かと思うんですが。この現場の人の意見というのが、保護者の意見だと言われればそれまでですけど。実際どのような形で意見なりを聞いたのか。それともここで一定の方針を出してから保護者に聞くとか。今後入舎している子どもたちとかに、意見なり思いなりを聞いていくのかがちょっと分からなかったもんですから。

(事務局)

第一次実施計画にも載せていますように、これまでもいろいろな形で各学校でのご意見を聞かせていただいております。直接的に教育委員会が承る機会はありませんでしたけれども、今後こういったご論議を踏まえて一定の方向性が出ましたら、当該校とも充分なお話しをさせていただかなければならないと思います。また様々な課題等について、まだまだこれから調整が必要ですし、充分にご意見は拝聴させていただきたいと思います。

(委員)

ハードと必要性とか統合の問題ですけども、言われたように学校教育の中で寄宿舍への入舎の目的、ソフト面をきちっと詰めるのが必要だと思います。もう一つは、知的障がい児の稲葉特別支援学校の関連で、いなば園くすの木寮が今の状況ですと、来年度着工で23年4月オープンという予定があります。今27、8名の入所児童で、11名ぐらい学齢児が居ると思います。もし仮に中勢に偏りがあるということで統合になれば、そういう問題をどう考えるかも、また議論させてもらわないといけないということをお伝えしておきます。

(委員)

学校の方で宿泊学習の取組というのがありますよね。あの基本は生活スキル訓練を学校教育の中に取り入れることだと思うんですけども、宿泊をせずにもできますよね。そのことをもっとしっかりやられると、生活訓練もカバーできていくと思うんです。その延長として家から離れたところで子どもたちが生活をする、随分自立訓練になるのが実際なんです。特に稲葉の子どもたち、中学部から高等部の思春期にかけて家から離れることで、教育配慮的に効果があって、いろんな問題行動は解決していきます。その辺をどのように日常の教育の中に取り入れたら、寄宿舍に入舎しなくても良いのか。中には福祉的な利用もありますよね。学校と福祉と上手く利用して、ほとんど家に居ない子がいますよね。そうすると目的が違うんだと思うんですよね。その辺も含めて本来学校教育で何をやるかっていうのを、きちっとまとめられた方が説得力があるんじゃないですか。

(部会長)

たくさんのご意見をいただきありがとうございます。ここの議論を終わりたいと思います。それでは次にまいらせていただきたいと思います。この後は事項書に沿って進めてまいりたいと思いますが、事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは(1)特別支援教育の今後のあり方ということで、広くご意見を頂戴したいと思います。まず から までですけども、幼稚園における特別支援教育のあり方ということで、お手元の資料をご覧くださいませでしょうか。資料3です。このうち3ページ目は国の調査で、校種別の特別支援教育の進み具合を、校内委員会の設置とか、実態把握の様子とかを中心として、7項目ほどの調査項目で、それぞれ集計をしたものです。幼稚園が一番濃い棒グラフで示されておりまして。これまでも小学校との連携の中で、様々な体制を整えていただいている状況がありますが、まだ全体としては道半ばで、市町教育委員会のご指導と併せて進めさせていただいております。特に個別の教育支援計画を中心とする教育、小学校との連携がこれからの課題であると認識をしています。現場のご意見やこれまでに出ています資料におけるご意見、数々の基本計画や中間とりまとめにも、そういう意見があります。特に国関係では、再三出ておりますが「さらなる充実に向けて」という資料の中では、こうした「個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成することを通じて、それぞれの指導内容や指導方法の工夫を計画的に行うということが必要になる」ということですので、こうしたところを踏まえていただき、良くご論議いただければと考えております。

(部会長)

それではこの幼稚園の問題について、審議を始めたいと思います。

(委員)

幼稚園の職員体制について、少しお話をさせていただきたいと思います。幼稚園の職員は、市町の職員でもありますので、各市町の教育委員会によって特別支援の体制も違うと思います。その結果、資料2のような数字が出たんだと思います。現状幼稚園は園児数が減ってきているということもあるんですけど、園長以下、クラス担任という状況で、養護教諭はない、用務員はないというところが大変多いです。そして最近では、講師の先生がクラス担任をするという状況が増えてきている現状で、その中で特別支援教育のあり方を、お話しさせていただきたいと思います。園内委員会は、だいたい半分くらいのところではできているんですけども、半分は職員の体制が取れないで、園内研修会の中に支援のあり方についての時間を作って話し合っているところも多いと聞いております。またコーディネータの指名については、担任をしながら研修にも行って、個別の支援計画を作成しなければいけないという指導も受けてきております。それぞれコーディネータ研修に参加するよう取り組んではいるとは思いますが、大変難しい状況にある中での研修だと思っております。また、教育支援計画を作成しているところが、本当に少ない訳なんですけれども、幼稚園は年度当初に子どもたちの育ちについての個別計画を立てます。その中で特別の支援が必要なお子さんについては、深く書いていると思います。この中で実態把握の数値がすごく高いですけれども、これは担任と支援に付いていただいている先生との連携で、しっかり把握していると思えます。そのことが小学校へ就学していただくとき、その先生と就学先の学校との連携で、滑らかな移行ができていないかと考えております。ただ特別支援計画として、特別に個人的に作成するというのは、今の職員体制の中では少し難しい状況にあるのではないかと考えております。また支援の必要なお子さんに付いていただく補助の先生も、保育時間の5時間だけという方が大変多いので、計画を立てたり状況を記録していくのは、担任になってきます。そういうことも困難な状況のうちの一つではないかと考えております。関係機関との連携で巡回相談などを活用しているのは、すごく数値が高いと思いますけれども、入学していただく前には、保健センターとか保護者の方との話し合いで情報を得まして、どう支援をしていけば良いのかということをしっかり話し合いをさせていただいております。また入園していただいた後も、保健センターなどと経過観察なんかも含めながら、協力し合って連携しながら、幼稚園での支援のあり方について話し合っているので、巡回相談とか実態把握については数値が高いんだと思います。それから就学指導委員会については、幼稚園も5歳になりましたら、対象のお子さんについて、保護者なども含めて一緒に話し合っていたらと思いますので、小学校への移行はスムーズにいられていると思います。以上のような現状です。

この特別支援教育についての園内体制については、それ以前の職員体制について大きな問題をかかえておりますので、そちらをまず精査していかなければ、なかなか本腰を据えてできる状況にならないのではないかと考えております。

(部会長)

特別支援教育は、小さい幼稚園の時から非常に大事だと思うんです。スタートのところにもなるので、幼稚園から上手く支援計画を整えて一貫してやっていく、そういうことを踏まえて議論をいたしたいと思います。

(委員)

今公立の場合の話がありましたけれども、幼稚園は私立も結構ありまして、私立は私立の学校法人等で、なかなかその辺のことを徹底させるのは、現実問題として大変難しいことではないかと思えます。しかし中身は大変重要なことです。早期からの取組をどうやって進めていくかという方針なり、またその支援のあり方をきちっと定めていかないと、スタートの段階で狂ってくるのかと思えます。もう一つ難しいところは、小学校に入ったら保育所の子も同じようにいるわけです。教育委員会とは管轄が違いますけれども、就学前教育の一元化に国も動き始めていて、三重県はなかなか進まない部分もあります。子ども担当部局がまとめて担っていこうという市町が、徐々にできつつあるんですが、何といてもまだまだ意識なり体制が整っていない状態です。一番は市長がきちっとしたリーダーシップを発揮しないといけないと思うのですが、県は実態に合った形での支援体制をどうやって進めていくのか、市町と協働してきちっとやっていかなければいけないのではないかと考えています。市町にあっては市長町長、教育長等の意識が、一番大きな問題になってくると思えますが、私は教育がしっかりと重点を持って担っていくんだという意識を持っていかなければならないと思っています。

名張市ではこの辺に理解のある指導主事を入れ、幼稚園も保育所も同じ感覚で指導に入っていま

す。やはり現場の先生方、保育士さん等は、どうやって良いか分からない。また地域のセンター的機能を担う特別支援学校がありますが、幼稚園から特別支援学校に直接言うということは、なかなか難しい、勇気の要ることだと思います。そこは実態を踏まえてワンクッション置くという意味で、教育委員会がちゃんとしたスタンスを持つことが、何より大事ではないかと思っています。保育所まで入っていくのは大変と言うかも分かりませんが、小学校へつなげるという意味では、市町の教育委員会にとっては大変大事なことです。他の部分が犠牲になったとしても、これをやるのが大事です。またそれをみんなに分かってもらう、少なくとも教育委員会が、しっかりしたスタンスで取り組んでいくことが、大変大事ではないかと思っています。そういうことをやって、徐々にではありますが、成果が出ているのではないかと思います。実際に現場で動ける、役立つ人を派遣したり、そこを窓口にしてもらったら良いということを確認に示していったら、安心して相談してもらえるのではないかと思います。まず市町はそういうことに本腰を入れて取り組んでいける体制を、たとえわずかでもスタートさせる。もう一つは県として、特にコーディネータの養成なり、研修なり、より新しい感覚のものを研修していただく、そういうものを幅広く、できるだけ地域を細かいところに分けてもらって、狭いエリアで何回かそういう機会持っていただくことが、何より必要ではないかと思っています。トップの考え方によってかなり変わってきますから、特に園長や所長といったトップの意識を改革する意味でも、その辺のものを再度、県としてもしていただくことが必要ではないかと思っています。もちろん市町もやらなくてはいけないと思っています。

教育関係も福祉もそうですが、横の連携と言っているながら、なかなかそういう話が進まない。福祉や医療も含めて、本当にざっくばらんに現状をしっかり話をする機会を何回か持てば、変わってくると思います。そういうことを、一つずつクリアしていただきたいと思っています。

(委員)

今、おっしゃったところにも少しは関連するんですけども、ここにいろんな報告が出ていますよね。三重県としての幼稚園の状況調査。これに直接浮かんで出てこないところなんです。例えば保護者の方に対する支援、相談にに応じていただく、このあたりがおそらくどの項目にも背後にあるんじゃないかという気がするんですね。この時期、特に発達障がいの子どものさんなどについては、本当に診断しにくい時期だと思うんです。例えば結構早い時期に専門機関を訪ねて行って、「自閉症です」という診断が出ている子どもさんの中にも中には居ますよね。そういう診断の出た子どもさんの親御さんの場合ですと、それなりにいろいろなこと勉強されたり、ご自分の意見を持ったりして、幼稚園なり保育所といろいろな相談しながら、子どもさんの保育・教育について進めていくという体制も取りやすいと思うんです。もう一つは、親御さんがまだ分からない、例えば非常に動き回ると思っている、親御さんが「まあこれは小さい子だから当然」と思っているような場合です。園の先生方からしますと多くの子どもさんを見ているから、「この子どもさんはちょっとこの年齢にしては」、「この集団の中でちょっと何か課題があるんじゃないかな」ということで気になる。気になって、そこからどうするかというところで、例えば保護者の方にその印象をどう伝えていくかという伝え方に、非常に大きな問題があると思うんです。幼稚園・保育所等と保護者の方との連携、支援をどうしていくかというところが、いろんなことを考えていく上で、大きな問題だと思います。就学がスムーズにいくというケースももちろん出てきますけれども、逆に親御さんが子どもさんの状況を上手く受け止められなくて、就学に関しての思いがすっきりしない形で課題が出てきたりとか、本当にいろんなことが出てきます。

小学校から高等学校までの特別支援教育という範疇で考えていきますと、幼児期は人間形成の基盤のところで作られる部分ですから非常に大事なんです。幼稚園や保育所、小学校以上の教育課程の中で、障がいがあっても無くてもいろんな人たちが、どういう人間に育っていったら欲しいのかという人間観とか、そのためにはどういう教育方法が必要になってくるかという教育観、保育観とか、そこら辺の「どういう子どもになっていったら欲しいのか」、「そのために子どもが必要としていることがあるとすれば、それにどう応えていったら良いのか」という辺りが、特別支援教育がどういうものであったら良いのかという一番の根本の部分に繋がってくるという気がするんですね。その辺も、こういう調査の結果を通していろんなことを読み取って考えていかないと、具体的にそれぞれの子どものどういう形で支援をしていくのか、形にするまでが非常に難しくなるのではないかと思います。ちょっと抽象的な話になりましたけれども。

(委員)

今おっしゃったこと、私も本当に思っています。幼稚園は保育園と違って、障がい児教育の出だしが遅かったんですね。保育園は重度の自閉症とか発達障がいの子どもの見た分だけ加配が付い

て、保育をやってきたんです。幼稚園の方に軽度の人たちが居ることが分かって、その子たちの早めの対応をすれば、学校教育がうまく行くと分かったのが、最初の出だしでした。特別支援教育の初めの段階として、幼稚園教育をもう少しきちっと取り組めるようにしないと、難しいんだと思います。それから年中児さんの頃からの集団で、先生たちがピシッと対応をやられると早く発見できますよね。診断するだけじゃなくて先生たちが対応されると、お母さんに「専門機関に行きなさい」と言う前に一緒にやっていけるんだと思うんです。この調査結果で見えているように、先生たちは実態把握していても、内部できちっとした特別支援教育をやっていく準備ができないんだと思います。子どもが30人以上いても先生は一人で、そういう中でできる訳ないですよね。学校の方がまだ今特別支援教育としてはちょっと準備されている。公立の幼稚園の特別支援教育をもうちょっときちっとやっていかれる必要がありますよね。幼保一緒になっていくとすると、余計その辺が、市町で留意しなきゃいけないことになるのではないかな。難しいと思います。あれだけの先生の数の少なさで、さあやれなんて。

(委員)

今おっしゃっていただいたことの一つなんですけれど、幼稚園が13年度から3年保育になりました。この時期は発達の個人差がすごく大きいので、親も気付かないことが多いです。幼稚園で集団の中に入って初めて、担任の方が気付くということが本当に毎年のようにあります。幼稚園教育というのは、幼稚園だけでやっていける教育ではなくて、家庭教育や地域教育と連携していかなければ進めていけない教育だと思っております。いきなりそれを伝えることはとても大変なことです。まず園の中でどのように対処するかということを考えて、やっていきます。1年間かかって保護者との信頼関係を作りながら、4歳になった時点で園内の公開なんかを兼ねて見てもらって、「なんか自分の子は違うな」って感じてもらって、保護者の方から言われるのを取り上げ話し合っ、専門機関へ行っていただいたり、巡回相談へお誘いしたりという形です。この子にとってどういう形をとったら良いかということ話し合えるようになるまでは、幼稚園の中でできるだけ対処していくようにしております。最近、4歳5歳になってから分かってくるのがすごく多いんです。アスペルガーなんかですごくきつく出てきた場合は、職員を付けてもらわないと園が運営できないような、大変な状況にあります。それを見ると、園長として先生方は本当に良く頑張ってくれているなと思っております。取り敢えず保護者の気持ちを荒らさないように、寄り添ってできるまで職員で頑張る、というような形で今はしております。

そういう子どもたちを交えて、育みたいのは「生きる力」です。生きていくためには連携したり、協力し合ったり、協働したりということが必要で、誰かが困っていたら先生に言わなくても自分たちの仲間ですらやっていけるという力をつけるように、教育方針にも挙げながら進めています。5歳になったら結構先生の手伝いをして、周りの友だちが助けてくれます。生きていくためには支援の要る子どもたちを含めてやっていかなきゃいけないという気持ちを子どもたちの中に育てるようなクラスづくりをしています。

先月、全国の都道府県の幼稚園の会長会議に行きまして、その時に文科省の初等教育の方の課長さんがみえていまして、今「認定子ども園」というのを進めている中で、進められていない県が全国で4県あり、その中に三重県が入っていました。特別にその4県については、指導に入りたいというようなこと、おっしゃってみえました。私も幼保の交流で保育園にも行ってきましたけれど、幼稚園と保育園が一緒になるということはとても難しいことで、大変だろうなと思えました。

(委員)

いろんな問題があると思います。一つは幼稚園、保育所の体制の問題、もう一つは保護者、親をどうやってケアをし、同じベクトルで進めていけるかということです。職員に対する研修を含めた中で、幼稚園教育の中心についての認識を共有し、小学校へ繋げていく共通理解をしっかりと持たないといけないと思います。保護者については、今まででしたら大勢の兄弟がいたら「この子ちょっとおかしいかな」と分かるんですが、今は兄弟の人数が本当に少なくなっていますので、分からない訳です。それをある時突然宣告されると、もう親は大変なショックです。一方そういうことを聞いた段階で、必死であちこち専門のところを走っていろいろな声を聞いて、それを幼稚園や保育所、また小学校等への現場にたたきつけるという方もみえ、親のケアをしっかりとやらないと、大変難しい問題が出てくると思います。名張市では教育委員会が中心にやっているところですが、指導主事だけでは賄いきれないところがあります。福祉の部分もあって、教育の部分だけではできない。国でも少し言われているんですが、スクールソーシャルワーカーをきちっと手当して、福祉と教育が連携をとって、本当に子どものために親をケアしていく、それが現場としてやりやすい方向

ではないかと思えます。先生ももちろんですが、親の方もケアできる。生徒指導なんかではスクールカウンセラーが配置されていますけれど、今後特別支援教育の更なる充実のためには、ソーシャルワーカーの設置ということが大変大事なことはないかと思えます。一つの学校現場に置くということは大変難しいですから、できたら広い範囲の中、場合によっては教育研究所とかそういうところに配置して、自由に活用できる体制づくりを考えていかなければいけない。それは県と市町がしっかり連携をとってやることではないかと思えます。

(委員)

今お話伺って思ったんですが、先ほど保護者の方の思いにどのように目を向けていくかが、非常に大事だというようなことを申し上げたんですが、例えば発達障がいと言われるような状態の子どもさんの親御さんとどう連携を図っていくかというふうなことと同時に、もう一つ大切なことがあると思うんです。例えば紙芝居を見ていると、その時になかなか集中できないで途中で騒ぎ出したりとか、動き出したりとかいう子どもさんを、参観日に行って他の親御さんが見ていたとしますね。そういうときに、あからさまにはあんまり言わないと思うんですけれども、親御さんの中には、やっぱり自分の子どもかわいいのは当然だと思いますから、「みんなが集中しているときに、あの子がどうも気になる」とか、余分なことおっしゃる方が当然出てきますよね。そういう方々に対して、幼稚園、保育所の方で、どういうふうに説明していくか。問いかけられたらどう答えるか。そういう子どもさんが居るということについて、「なんか気にされているかもしれないな」と感じられたときに、それを周りの子どもたちの親御さんに対してどんなお話をされていくのか、受け止めていくのかということところが、いわゆる障がいのあると言われている子どもさんが、その園の中で過ごしやすくなるか、保護者の方もものびのびと子どもに園生活をさせていけるような気持ちになれるか、大きな分かれ目にもなってくると思えます。行政の問題とか、研修の問題とか、いろんなことが絡んでくると思うんです。

それともう一つ。今「生きる力」ということおっしゃったんですが、これはもうご承知のように、1996年、中教審のところで出てきたんですね。「生きる力」は確かに非常に大事なことなんですけど、生きる力というのが、一般的に「社会的な技能が身に付く」とかだけじゃなくて、もう一つ根っこの部分を考えていかないと、これはちょっとまずいんじゃないかなと、子どもたちを見て強く感じているところなんです。例えば「生きる希望」というのがありますよね。英語で言いますとゼスト・フォー・リビングというのが「生きる力」なんだそうです。文科省のホームページに出ています。ゼストというのは「熱中する」とか、「張り切る」とかもいうのもありますけれども、「香り」とか、「なにか心地良さ」とか、そういうのがゼストなんです。英訳語が、中教審の言っているような「生きる力」を一応反映しての話であろうことを前提にしますと、「生きていることが何となく嬉しい」とか、「今ここに居てすごく心地良い」とか、「誰かから自分がすごく愛されている」とか、そういうふうな気持ちもしっかりと目を向けながら、子どもたちの「生きる力」を育てていくという発想ってすごく大事なのかなと思います。保護者の方が幼児期の段階で、非常に将来に対しての見通しが持てない状態になってくると、これは当然子どもに反映してくると思えます。そういう意味での子どもの「生きる力」というのを考えたときに、周りの人たちが一人一人の子どもそれぞれに対して、「ああ、生きているって嬉しいな」とか、「楽しいな」とか、そういうことをまずきちっと気持ちを入れて、自分でしっかりと感じ取れるような、そういう雰囲気なり関わり方というのを大事にしていくというのが、幼児期の子どもとの関わり、保護者との関わりが一番大きな核心の部分かなというのが、私の子どもを見ての意見です。

(委員)

おっしゃるとおりだと思います。幼児期というのが、自尊感情、「みんなに愛されている」とか、「自分がすごく必要なんだ」という気持ちが一番育つ時と言われております。「褒める教育」というか、みんなの中でその子の存在を認めるような、自分が幼稚園に来ていて「本当に居心地が良いな」と思えて生活できるような形で、先生たちは保育をしていると思えますし、幼稚園の教育目標にも挙げております。

(部会長)

非常に熱心な質の高いご議論をいただき、本当にありがとうございます。お母さんを始めご家族の方への配慮とか、そういうことも含めて話し合っていていただき、本当にありがとうございます。幼稚園の問題については、またこれからも議論が続くと思えますので、一応今日はここで終わらせていただき、10分間休憩したいと思います。あと高校のことを議論していただきたいと思います。

(11時15分休憩)

(11時25分再開)

(部会長)

それでは、審議を始めさせていただきたいと思います。

次は高等学校における特別支援教育のあり方、それと同時に就労支援のあり方についても、今からご説明いただいて、その後議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

資料4に、「「高等学校における特別支援教育」に係る記述の抜粋」というものがありますでしょうか。これまでの基本計画、特に国の中で論議いただいているワーキンググループの議論の進みをまとめさせていただきました。この中で話されましたことは、発達障がい等の障がいのある子どもさんへの対応について、実態を十分に把握して、その子に合った指導、教科の指導や全体に関わる配慮、特に青年期という重要な時期であり、社会との関連も非常に深い時期になってまいりますので、そうしたことへの配慮が十分に必要であるということです。今お話にも出ましたが、周りの生徒さんとの関係も非常に重要な時期ですので、基本計画の中でもそうしたことへの配慮が必要ではないかという話がありました。5ページ目に資料を付けさせていただきました。特に全体の体制整備に関わる中では、研修面の支援、人材育成に関わる部分の支援、教科に関わるような支援、こういった3つの側面に課題があると考えています。併せて進路をどう考えていくのかということが、必要になってまいりますので、現在高等学校へのこうした支援を行う「発達障がいサポート事業」というのを行っておりまして、支援員を配置しながら対応を行っているところです。特に高等学校での進め方について、学習面では特色ある学校がたくさんありますので、各学校の教育目標の達成と、そういったお子さん方への実際の教育指導という面が、課題となっております。もう一つは進路の課題です。将来を見通した進路の支援をどのように行うかということが非常に大事ですので、現在はこうした支援員が進路指導の先生と一緒に、話し合いを進めているところです。また高等学校の方には、この他にも進路に関する支援員の方が配置をされておりますので、そうした方々と一緒に、個別の配慮が必要な子どもさんの進路への対応も進めていただいています。まだこれからの課題を多く残しておりますし、これからこうした子どもたちへの支援をどのように進めていくかということについて、全体を見渡したご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

もう一つ、就労も一緒に説明させていただきたいと思います。資料の11ページに特別支援学校の進路の状況を、平成18年度から、21年度7月末の中間集計までの数値をお示しさせていただきました。全体としては、就労及び進学で達成した率は非常に低く、20パーセントを少し超える状況です。昨年度の比率で申しますと20.8パーセントです。また就労だけに限ると、18パーセントをちょっと超えるぐらいで、非常に厳しい状況です。本年度についても、社会的な雇用情勢の悪化もありまして、現在のところ事業所への就労は47名の希望者が出ておりますが、達成しておりますところは極めて優秀なところで、9名が内定している状況です。まだまだこれから取組が必要なところがありますが、例年に比べますと、いくぶん数字的には上回っております。これからの課題としては、どういった職域開発、全体の雇用の創出を見出すか、キャリア教育やデュアルシステム等を導入した形で高等部の教育課程との関連性をどう確保するか等を、今後の就労を見据えて議論していく必要があるのではないかと考えています。これは特別支援学校の課題の一番大きなものですので、就労関係、今後の進路について、広くご意見を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお時間が押している関係もありますので、最後のところの「各地域の特別支援学校のあり方について」は、大変申し訳ありませんけれども、次回に繰り延べをさせていただきまして、次回の「これまでの審議のまとめ」をお渡しするところで、ご審議をお願いしたいと考えますので、併せましてよろしくお願いいたします。

(部会長)

それでは高等学校における特別支援教育のあり方についてと、就労支援のあり方について、ご意見をいただきたいと思います。

(委員)

実際には就学を待っている子が結構多くて、社会に絡むということで、問題を起こしてみえるお子さんも結構多い状況です。ただ今は個別に学校とお話し合いをすると、結構ちゃんと取り組んでいただいているんです。就労に関しては、学校に今までそんなことがないので、自分たちで動かな

きやいけないんですね。その時点で、学校がいろんな福祉機関と連携しながらやっていかれる状況にはありますね。学校の体制としてそういうことが保障されていないと、一個人の先生の努力にし過ぎないですね。そこが制度化されていくと、とてもありがたいと思います。高校は生徒数が減ってきていますでしょ。そういうところで生き残りをかけていますよね。私立の方も少しそういうところ、理解が増えてきていますよね。

(部会長)

そうすると、高校に比較的軽い方が入られる率が多くなっていくということですね。

(委員)

症状の軽い方がね。成績は良いんだけど、社会性の問題が結構出ていますよね。

(部会長)

今のご意見は、就職が非常に大変で、公の機関がしっかり関わって、就労に結びつくようなことがさらに進んでいくと良いというご意見だったと思います。私も今会社の産業医をやっているんですけど、こういう方への理解というのは、なかなか進んでいないように思いますね。いろんな教育、連携をしながらみなさんに知っていただくことをしっかりやって、みんなで支えなければいけないという気運が高まっていくことを望みます。そういう面を含めてご議論をお願いいたします。

(委員)

今おっしゃった気運、要するに学校の雰囲気、取組ということを学校の気運というような言葉でおっしゃったと思うんですが、高等学校の発達障がいと思われるような生徒さん、今まではあまり話題というか、注目されないで、ちょっと変わった子とか、やりにくい子とか、という意識が結構強かったのかと思ったりするんですが、このごろ高等学校の特別支援教育に目が向いてきていますので、全体として発達障がいとかの生徒さんの受け止め方はどんな状態なのか、高等学校の関係に詳しい方に教えていただけたら、お願いしたいと思います。

(事務局)

ご指摘のように、非常に高まってきております。まず入り口の時点で小学校、中学校、今一生懸命やっただいておりますので、情報交換も大変多くなってきました。例えば忘れ物が多いとか、何回注意しても忘れるとか。そういうことに対して、例えば「この子に対しては2回くらい注意してくださいね」という具体的な引き継ぎは、かなり多くなってまいりました。それから一旦学校へ入りますと「あれ、この子ちょっと気になるよね」とか、暴れるにしても「他の子と違う動き方をするよね」とか、そうしたことに気づく感覚は非常に高まってまいりました。県から「高等学校における特別支援教育の手引き」という冊子を出して、全職員が今それを勉強しておりますので、徐々に高まってきております。けれども、その先なんですよ、実は。そこが、なかなか体制としてとりづらい。先ほどグラフにも出ていましたけれども、個別の指導計画はなかなかまだできておりませんし、支援計画についてもなかなか、外の機関との連携もまだできていない状況です。もちろん意識はかなり高まってきています。たとえば県立の志摩高校では今特別支援教育の文科省の指定を受けておりまして、かなり詳しくやっただいています。そんな事例も全体に発表していただくかと思っております。

(委員)

中学校現場からの声を聞いたことがあります。今おっしゃってくれたように、高等学校における特別支援教育、かなり以前と変わってきています。意識も変わってきていますけれども、まだまだ現実問題として、入試という壁がある。合格通知をもらってからは、洗いざらい全部出していますが、それ以前は少しでも不利なことは敢えて出さない。学校現場では高校との関係がまだ上手くなされていないところがあります。特に地元の高校へ進学する場合はまだ良いんですが、地域を離れて行くところについては、「マイナス要因にとられてしまう」と、厳しく受け止めているように聞かせてもらっています。そういう面で、中高の連携が普段からいかになされているかということが大事で、入り口のところできちっとそういうことを踏まえて、どの子も希望が叶えていけるようにすることが大事だと思います。就学前から小学校に入るのと同じ形で、就学前から小・中・高とずっと一貫してどういう教育なり、ケアなりをやっただいかなければならないか、共通理解を図っていかないと、頭で分かっているけども「義務教育ではない」という気持ちで、ハンディなり特別のケアを要する子どもについては、避けられるものは避けていこうという気持ちがあれば、前に進めない。今後は全体の中でどの子も、その子の良さ、特徴を伸ばしていこうということ、関係者がきちっとした共通理解で話をする必要があると思います。トータル的に見たときに、高等学校への学力のハードルがクリアできなかつたとすれば、それはそれでやむを得ない。そういう意識が、中も高もま

だまだ必要ではないかと感じます。

(山口副教育長)

高校に居る障がいがあると思われる子は、1級から6級までの障害者手帳の交付を受けている子が28名。手帳は受けていないけれども、何らかの形で発達障がいなり、自閉症なり、福祉とは連携していませんから十分な見立てではないかも知れませんが、先生が観察によって「この子は何らかの障がいがあるんじゃないか」という子が125名、学校から報告されていて、療育手帳をもらっている子が3名ということで、全部で156名が全日制に通っています。これは21年5月1日調査の状況です。今度石薬師高校が分校を開設しますけれども、これまでも障がいのある子どもたちと対応する中で、教員が特別支援教育について理解を深めています。行政の支援が充分でないなど、いろいろと課題もあろうかと思えますけれども、高校の教員についても障がいのある子どもたちに対するきめ細かな指導が、随分できつつあると思っています。

(委員)

手帳を持っている生徒さんが28名。後で療育手帳が3名とおっしゃったのですが、これは別ですね。

(山口副教育長)

別です。

(委員)

そうしますと、上の手帳と申しますのは、いわゆる障害者手帳ですね。

(山口副教育長)

そうです。筋ジストロフィとかいろいろあると思えますけれども、障害者手帳をもらっている子が28名。療育手帳がプラス3ということです。手帳をもらってない、あるいは、もらっていても学校が把握していない、本人から申請を受けてないという子どもたちが125名です。

(委員)

125名の中身はどうなのでしょう。

(山口副教育長)

ちょっと分からないです。学校、教員が判断しています。その子について特別に手をかける必要があるのではないかと学校が判断しているという形なので、ずいぶん進んできていると感じます。

(委員)

中学で進路指導の時に、その子に合う高校を選んでみえますよね。それがうまくいくと、中学より適応が良いように思うんです。ただ、この子どもたちに必要なことというのは学習ではなくて、社会性なんですよ。社会性を育む時期というのがあって、18歳までの3年間がすごく大切なんですよ。昔は就労の中で社会性を育ててくれる場があったんですが、今は皆無ですよ。住み込みでなんて難しいし、経験がないです。現実的に私たちが連絡をきちっととった時に、割と理解のある学校が増えていきます。障がいがあると分かってても面倒見られないので、どうしたら良いかという対応をしてくださるところが多いんですね。推薦で入る時に、きちっと言ってもOKされるところがありますので、その辺随分進んできたなと思えますね。全寮制のところ、「この子アスペルガーなんです」と言っても、面接と試験さえ通ればそれで拒否されることはありません。特別の問題行動とか起こしてないですからね。昴学園なんかは本当に丁寧に見ていただいています。ただその学校に合うかどうかの判断は、中学校の進路指導の大切なところだと思いますね。学習については、逆に言えばその試験に通れば、また基礎からやってくださるところもあって、中学の補填をしてくださる。中学校が大変なんだと思えますね。社会性と基礎学力と、いろんな部分があって。中学の先生たちがどのように苦労されているのか。集団として一番難しいところですね。

就労支援については、高校卒業した時点でいろんな福祉機関のサービスを利用すれば、専門性のあることができるので、学校だけで担わなくても良いと思います。高校時代はアルバイトができるんですね。そういう中で培われる社会性もあるので、いろんな福祉機関、相談窓口と一緒にやっていけば、それが理解の幅を広げていっていると思えますけれどね。それを保障するような制度があれば良くて、文部科学省が「高校教育でも特別支援教育を」と言っていたので、一本の指針になるんだと思えますね。ただ入学に当たって「それだけは特別」というのは要らないと思うんです。社会でやっていくためには、きちっとしたハードルを本人が越えて行かなくちゃいけないですよ。それが中学校の課題だと思います。

(委員)

今は入り口の話ですけども、例えば高等学校の入試の時にどこまで配慮が可能か、県教育委員



会の方で十分検討していただかなければいけないと思います。例えば自分で読んで解答するというのはなかなか難しい。そのときに個別に誰かが付いていてくれて読んでくれると。つまりその子の苦手な部分をなるべくカバーしていただくような形の試験の仕方、個別的な配慮について、本人や保護者の方から希望が出てきたら、それに応えていただくような方法がとれるものなのかどうか。大学ではそういうことを少しずつやっつけていこうとしているんですね。

(委員)

アメリカなんかすごく進んでいるみたいですね。日本ではそこまでなかなか。特にLDへの対応は少ないですが、それがあって良いですね。随分ランクを落として、みなさん高校に進学していますが、その前の段階で1対1の補助ができると、だいぶ違うんでしょうね。

(委員)

例えばプリントをその子が見やすいように拡大するだけでも、随分違うということもあると思いますよね。

(事務局)

例えば弱視の子に対して問題を拡大するとか、音が聞けない場合はより大きくするとか、静かな場所が必要であるならば個別に対応するとか、そういうことはやっています。今おっしゃったLDでなかなか字が読みにくいというお子さんがみえて、それを各個対応せよということになりますと、一万何千人のお子さんが受けてまいりますので、まだまだ対応できないというのが本当の状況であります。

(山口副教育長)

付き添いまではあまり例がありません。問題を読むことも実は試験ということですので。難聴の子が別室受検とか、「この子は落ち着きがないので是非別室受検させて欲しい」と中学校の校長から依頼があって、高等学校の校長がそれを受けて県教委へ上げてくるということで、現場の意向を尊重しながらやっています。

(委員)

LDということがあっても、他の部分で力があればOKということですね。

(委員)

自分がアスペルガーだということが、大学を卒業してから初めて分かったという人が、自分の体験を語ってくれたんです。大学の保健管理センターのカウンセラーさんがずっと一緒に考えてきてくれて、その方はアスペルガーのことを何も分からない状態で卒業までサポートしてくれたんだそうです。その方が言ってみえましたのは、自分にとってバツをマルにするのは非常に難しいと。元々苦手な部分を、他の人並みにするのは随分難しいです。だけれど、マルを二重マルにするのは、自分にとってある意味では楽だと。マルを二重マルにすることによって、逆にバツをマルにしていくという力も案外出てくるような気がするということを、実例を挙げて言ってみえました。中学校で苦手な教科や苦手な部分があって、希望している高等学校に進学するのはちょっと難しいかなというあたりの進路指導は、難しいですね。どうしてもバツの所、苦手な部分が気になって、それを押し上げれば何とかなるだろうけれど、本人にとってはものすごく大変な努力が必要だし、場合によってはもう難しいかも知れない。そういう現状を抱えた子どもの場合、どのように自尊心を傷つけないで、何とか希望を持って生きていけるような進路の選び方、生き方のサポートができるのか。教育委員会がすぐ答えられるものではないんですが。現実問題いろいろ難しいですね。

(部会長)

今アスペルガーと知らないで卒業したとおっしゃっていましたね。そういう病名について、本人が知っていても良いのか、知らなくても良いのか、そういう観点についてお聞かせください。

(委員)

その方に関しては、結局自分で前からおかしいと自覚はあったんですよ。小学校・中学校の頃から、何となく人と上手くコミュニケーションが取れない、雰囲気壊してしまう、相手の言ったことをそのまま真に受けてしまう、意味が分からない。ただ大学に入った時に、精神健康の質問で、調査書が何かをやったと思うんですが、それで50項目の中の、かなりいくつか当てはまったんだそうです。それで保健管理センターから呼ばれて、そこで初めて対人関係とかコミュニケーションのところで、いろいろ課題を抱えているということが分かった。だけれど本人はその時点では何も言われなかったということなんです。本人の自覚としては、どうも他の人とは違うということは、最初から思っていたということでした。

(部会長)

例えば小学校とか中学校とか、早くから病名を自分が知っておった方が良いかどうか。その問題についてはいかがでしょうか。

(委員)

それはケースバイケースだと思います。マイナスのイメージがそこから本人に出てくると、あんまりはっきりするのもどうかという気もしますし、逆にそのことによって必要なサポートも受けられる。そういう関わり方が周りの方にできていれば、本人の状況を周りの人に知ってもらい、自分自身もそれを知っておくということは、それはすごく大切なことじゃないかなという気がします。

(委員)

就労に関して、今県でも知的障がい、精神障がいの方の職場実習ということで、教育委員会の特別支援教育室にも随分お世話になっております。毎年実習生を受け入れていただいて、携わっていただいた先生にインタビューさせてもらったら、相当な工夫をされていて、本当の意味で共に働くとはどういうことなのか、休憩の時間の取り方などの生活リズムとか、そういう支援の仕方について、検証をやりながら、就労支援していくのが必要かと思えます。

先程来、高校で6%ぐらいという発達障がいの話が出ておりますけれども、これは教師のアンケートの結果なんですよ。一応定義はあるんですけども、ある意味医学的な定義で脳の機能障がいとか、社会的な概念とか様々な考え方があって、私たち福祉でも精神の手帳で対応するときもあれば、知的の手帳で対応するときもあって、まだまだ確立されていない状態です。本当の意味で共に働くとか、生活面のメッセージやノウハウとかは、まだまだじゃないかと思えます。と言いますのは、就労支援の事業所の人たちに聞きますと「仕事そのものを覚えるんじゃなく、分からないときは誰に聞くとか、どういうサインの出し方をするかとか、むしろそういうことが大事であって、仕事は企業へ来てもらってからちゃんと教えます」ということなんですよ。

例えば資料3を見ますと、福祉的就労が6割7割なんですよ。福祉的就労はご存じの通り時間給で100円未満ですよ。一ヶ月1万円。障がい基礎年金で月8万3000円、6万6000円の世界ですから、重度の自閉症の人で声が出ない人たちを含めて、働く意味とかも同時に伝えないと単なる福祉的就労の支援で終わってしまうので、そこをどう考えるかということも大事かと思えます。

教育委員会さんは耳が痛いんでしょうけれども、今公立の障がい者雇用率が1.3%ぐらいですか。改善勧告も出されていると思います。県庁全体では2.1%はクリアしていますけれども。例えばこういった方たちの支援を、改善報告の中に入れていくとか、そういうことも考える。そこでノウハウの蓄積をやるということも大事だと思います。

(部会長)

議論が白熱しているんですが、この問題は、また後で取り上げられると思いますので、一応ここで審議は終わりたいと思います。

次回は東紀州地域を初めとして、各地域の特別支援学校のあり方について議論していただきます。その後で、現在までこの部会は3回議論が済みましたので、審議のまとめというのを県の方でしていただいて、そのまとめについて膨らませるのか削るのか審議したいと思えますので、お願いしたいと思えます。審議のやり方で何かご意見がありましたらお願いしたいんですが。

(委員)

審議のまとめを出していただくということですが、特別支援教育のあり方の部分と、第2次の特別支援学校整備計画の議論がありますけれど、その関連はどうなっているのでしょうか。

また(1)のイは次回に回します、とおっしゃいましたけれど、例えば今の、の部分の議論も誠に不十分だと思いますので、この辺の取扱をどうするのでしょうか。

これまでの議論の経過を見させていただいたときに、これまでの意見を吸い上げてもらったのは結構なんですけれども、もう一つビジョンの策定に関わってくるわけですね。その時に10年先を見据えた5年後の部分が、今の記録を見ている限りは、見えてないですよ。その部分の議論をどうするのか。次回の審議のまとめのところで、ここを提示するつもりがあるのかどうか、教えてください。

(事務局)

審議のまとめについては、これまで出していただいたご意見をまとめて、またこちらの考え方も少し加えさせていただき、提案申し上げたいと思っています。事前に配付できるものは、なるべく配付させていただきまして、ご意見の元にさせていただきたいと思えます。

、の議論でありますけれども、またもう一回振り返っていただいて、報告の中でもご意見を

お伝えしたいと思っておりますので、そこで頂戴できればと思います。

ビジョンの策定に関する将来にわたるご意見は、これまでの意見抜粋のところでももう少し、実施計画とビジョン策定の素案の方とに分けさせていただいて、ご提示申し上げたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(部会長)

議論がたくさんありましたから、何が残っているのかという観点からも整理していただいて、それをたたき台として議論していただきたいと思います。

(事務局)

今回は実施計画の方を主体に、お願いしたいと思っております。審議経過の意見抜粋については、ビジョンの方にかけていくものと、実施計画としてまとめていくべきものを振り分けさせていただいて、提示させていただきたいと思います。

(部会長)

そういう整理をしていただいて、議論を深めたいと思いますので、よろしく願いします。よろしいでしょうか。そうしたらその他の項目について、事務局の方から何かありますでしょうか。

(事務局)

ありがとうございました。次回の開催は、11月25日の水曜日、今日と同じ午前中の時間を拝借したいと思います。午前9時半から12時まで、会場は総合教育センターの2階、第4講義室でお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いします。

(委員)

進め方の件で、今回は実施計画の方がメインということですが、第1回から「特別支援教育なり、障がいのある子どもの教育をどうするかという総論がない中で、実施計画を先行させるのはどうか」という意見があったと思うんです。その辺は十分配慮いただいて整理していかないと、子どもの数だけで整理するのはどうなのかと思いますので、そこを踏まえてお願いします。

(部会長)

今おっしゃられたように、基本的なところをきっちり整理して、議論をしていきたいと思います。いろんな議論が出ていて、このまま整理せずに行くとかみ合わないところも出てきますので、今日おっしゃられたご意見を勘案していただき、まとめていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。ではこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(閉 議 12時08分)